

本 庁	係長	監査

事 務 所 等	所長	副所長(技術)	課長	審査	精算	設計



公共
事業
単

令和8～12年度 兵庫県水道用水供給事業 工事設計書

工事番号

船委原 第 1 号

路線名等

船津浄水場系 ・ 神谷地区

工事名

神谷ダム関連施設機械警備業務

工事箇所

姫路市豊富町神谷 他

工 種

その他の委託

照合済



兵庫県企業庁利水事務所(船津浄水場)

工 事 費 内 訳 書									
工 種	種 別	単位	前 設 計			設 計 変 更			摘 要
			数量	単価	金 額	数量	単価	金 額	
	神谷ダム関連施設機械警備業務								
	令和8年度	式	1.0						
	令和9年度	式	1.0						
	令和10年度	式	1.0						
	令和11年度	式	1.0						
	令和12年度	式	1.0						
計									
消費税相当額		式	1.0						
合計									

令和8～12年度

水道用水供給事業

神谷ダム関連施設機械警備業務

仕 様 書

兵 庫 県 企 業 庁

第1条 適用

本仕様書は、水道用水供給事業(船津浄水場系)に係る神谷ダム関連施設機械警備業務に適用する。

第2条 警備の目的

兵庫県企業庁が設置した神谷ダム管理関連施設の財産保全と被害の防止を図り、同施設の運営を円滑かつ効果的に実施できるよう、人為的警備を行わず各種警備機器(火災・侵入)集中監視装置及び警備員を組み合わせた警備業務を委託するものである。

第3条 警備対象及び警備内容

下記の神谷ダム関連施設の機械警備を行う。

1-(1) 神谷ダム管理所

- 1) 住 所：姫路市豊富町神谷字小谷川西2975-9
- 2) 警備範囲：外壁で区切られた建物内部の全部
- 3) 施設概要：RC造地上2階建、延床面積395.142㎡、建築面積237.401㎡
- 4) 警備内容：人為的警備は行わず、以下の設置機器による電氣的報知システムによる警備とする。

① 1F玄関ホール、2F事務室、2F通信機械室の3室には画像センサーを設置し、1F艇庫・倉庫、2F操作室の2室には空間センサーを設置し、また1F玄関ホール、2F操作室の2室には、侵入者警告用のスピーカーを設置し、リアルタイムで画像警備・音声警告を行う。

ただし、画像警備は画像センサーにカバーをかけられても異常信号を発する機能を有するとともに、記録により異常前の画像を確認できる機能を有すること。

- ② 2F書庫には熱線センサーを設置し警備する。
- ③ 上記以外の部屋の、窓にはマグネットセンサーを、シャッターには専用センサーをそれぞれ設置し警備する。
- ④ 別途、既設自動火災報知器よりの火災信号を受信する。
- ⑤ 玄関入口にマグネットセンサーと、全体の警戒解除用操作システムを設置する。
- ⑥ 上記各信号を、固定電話回線又はモバイル回線等を使用して受託者基地へ伝送する装置を設置するとともに、回線の常時断線検出機能を持たせること。
- ⑦ 建物は通常無人であるが、内部施設の点検・操作等のため随時関係者が入構するものとする。

1-(2) 緊急遮断ゲート室

- 1) 住 所：姫路市豊富町豊富字野田波山3933-9
- 2) 警備範囲：外壁で区切られた建物内部の全部
- 3) 施設概要：RC造地下1階、地上1階建、延床面積57.28㎡、建築面積57.28㎡
- 4) 警備内容：人為的警備は行わず、以下の設置機器による電氣的報知システムによる警備とする。

- ① 熱線センサーを設置し内部全体を警備する。
- ② 煙感知器を天井に設置し火災警戒を行う。
- ③ 建物入口にマグネットセンサーと、全体の警戒解除用操作システムを設置する。
- ④ 上記各信号を、固定電話回線又はモバイル回線等を使用して受託者基地へ伝送する装置を設置するとともに、回線の常時断線検出機能を持たせること。
- ⑤ 建物は通常無人であるが、内部施設の点検・操作等のため随時関係者が入構するものとする。

1-(3)取水ゲート室

- 1) 住 所：姫路市山田町南山田字南山田 1 3 5 5 - 3 0
- 2) 警備範囲：外壁で区切られた建物内部の全部
- 3) 施設概要：RC造地上1階建、延床面積 124.58 m²、建築面積 125.26 m²
- 4) 警備内容：人為的警備は行わず、以下の設置機器による電氣的報知システムによる警備とする。
 - ① 熱線センサーを設置し内部全体を警備する。
 - ② 煙感知器を天井に設置し火災警戒を行う。
 - ③ 窓にはマグネットセンサーを、シャッターには専用センサーをそれぞれ設置し警備する。
 - ④ 建物入口にマグネットセンサーと、全体の警戒解除用操作システムを設置する。
 - ⑤ 上記各信号を、固定電話回線又はモバイル回線等を使用して受託者基地へ伝送する装置を設置するとともに、回線の常時断線検出機能を持たせること。
 - ⑥ 建物は通常無人であるが、内部施設の点検・操作等のため随時関係者が入構するものとする。

1-(4)下流バルブ室

- 1) 住 所：姫路市豊富町神谷字小谷川西 2 9 7 5 - 2
- 2) 警備範囲：外壁で区切られた建物内部の全部
- 3) 施設概要：RC造地下1階、地上1階建、延床面積 42.76 m²、建築面積 41.56 m²
- 4) 警備内容：人為的警備は行わず、以下の設置機器による電氣的報知システムによる警備とする。
 - ① 熱線センサーを設置し内部全体を警備する。
 - ② 煙感知器を天井に設置し火災警戒を行う。
 - ③ 窓にはマグネットセンサー設置し警備する。
 - ④ 建物入口にマグネットセンサーと、全体の警戒解除用操作システムを設置する。
 - ⑤ 上記各信号を、固定電話回線又はモバイル回線等を使用して受託者基地へ伝送する装置を設置するとともに、回線の常時断線検出機能を持たせる。
あるいは、前項取水ゲート室コントロール装置へ伝送する装置を設置し、一括警備を行う。
 - ⑥ 建物は通常無人であるが、内部施設の点検・操作等のため随時関係者が入構するものとする。

1-(5) 監査廊(神谷ダム堤内部通路)入口

- 1) 住 所：姫路市豊富町神谷字塩渕2974-71他
- 2) 警備範囲：通路入口3箇所の侵入警備
- 3) 施設概要：神谷ダム堤内部に設けた通廊であり、右岸、左岸、下流連絡坑の3箇所に出入り口を設けている。
- 4) 警備内容：人為的警備は行わず、以下の設置機器による電氣的報知システムによる警備とする。
 - ① 3箇所の通路入口にマグネットセンサーと、警戒解除用操作システムを設置する。
 - ② 上記各信号を、固定電話回線又はモバイル回線等を使用して受託者基地へ伝送する装置を設置するとともに、回線の常時断線検出機能を持たせる。
あるいは、前項取水ゲート室コントロール装置へ伝送する装置を設置し、一括警備を行う。
 - ③ 建物は通常無人であるが、内部施設の点検・操作等のため随時関係者が入構するものとする。

第4条 警備の方法

受託者は以下の方法で警備を実施するものとする。

(1) 警備方式

前条箇所に設置した機器と、受託者の基地とをモバイル回線等で結び、24時間連続の機械警備を行うものとする。警備中異常信号が検知されたときは速やかに警備員を現地に急行させ、現地の状況を把握するとともに、最寄りの警察署、消防署に通報する等の処置を講ずる。また、同時に委託者にも同様の連絡を行うものとする。ただし、神谷ダム管理所に関しては、画像センサーの信号を確認し、侵入者等に対する音声警告等の所要の措置を講ずるものとする。

(2) 警備員の到着時間

受託者は、基地で異常信号が検知された場合に、基地もしくは待機所から25分以内に現地に警備員を到着させなければならない。

(3) 警備時間

受託者が、機械警備を行う時間は常時とする。但し、施設関係者が内部施設の点検・操作等のため警戒解除操作を行い、再び警戒開始操作を行うまでの間はこの限りでない。

なお、施設関係者は正規の手順で警戒解除操作、警戒開始操作を行うこととし、その都度受託者には連絡を行わないため、受託者は、正規手順の上記操作を基地にて判別するものとする。

第5条 警備機器及び設備

機械警備に必要な機器及び設備の設置は以下のとおりとする。

- (1) 機械警備に必要なセンサー、制御装置、電源装置、情報伝送装及びこれらを結ぶ配管、配線等の附帯設備は、受託者の負担で受託者が設置こと。また、契約解除時の撤去についても同様とする。

配線の道路横断箇所等については、委託者の予備電線管を使用することは可能である。また、センサー等の設置で必要な場合は、ポールの設置及びフェンスの活用も可能である。但し、施

設等の運転の妨げにならないよう配慮し設置するものとする。電線・電線管類の敷設についても同様とする。

- (2) 警備実施に必要なモバイル回線等の開設が必要な場合は、回線開設の手続きを含め、受託者が行うものとする。また、通信回線等に必要な費用は、受託者の負担とする。
- (3) 機械警備に必要な電源(AC単相100V)は、委託者の分電盤の予備回路を使用するものとするが、電源の使用に必要な配線、配管等の設備は受託者の負担で受託者が設置するものとする。但し、警備に必要な電気代は委託者の負担とする。
- (4) 設置に係る施工にあたっては、事前に本県監督員の承諾を得た後に施工すること。
施工中に随時本県監督員の立会により施工確認を行うものとし、施工後は施工図(機器配置・配線ルート図等)、施工写真、操作説明書を提出すること。
- (5) 施工後は入退場時の操作説明を行うこと。入退場時の操作方法を写真入りで解説したカード(カラー印刷したA4程度の用紙をパウチしたものを標準とする)を各入退場箇所及び利水事務所(船津浄水場)事務室に納入すること。
- (6) 受託者は、警備機器が所定の機能を常に発揮するように定期的に保守点検を行うものとし、故障した場合は速やかに修理を行うものとする。また、これらに要する費用は全て受託者の負担とする。

第6条 報告等

受託者は、異常信号を受信して警備員を現場に急行させた場合、機器の故障等が発生した場合は、速やかに報告書を作成して提出しなければならない。また、毎月初めに前月分の警備状況報告書を作成し提出するものとする。

第7条 損害賠償責任

受託者が故意又は重大な過失によって警備物件等に損害を与えたときは、その賠償を受託者に対して請求できるものとする。ただし、受託者が警備物件等を修理し、又は委託者が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において受託者は賠償の責を負わないものとする。

第8条 警備期間

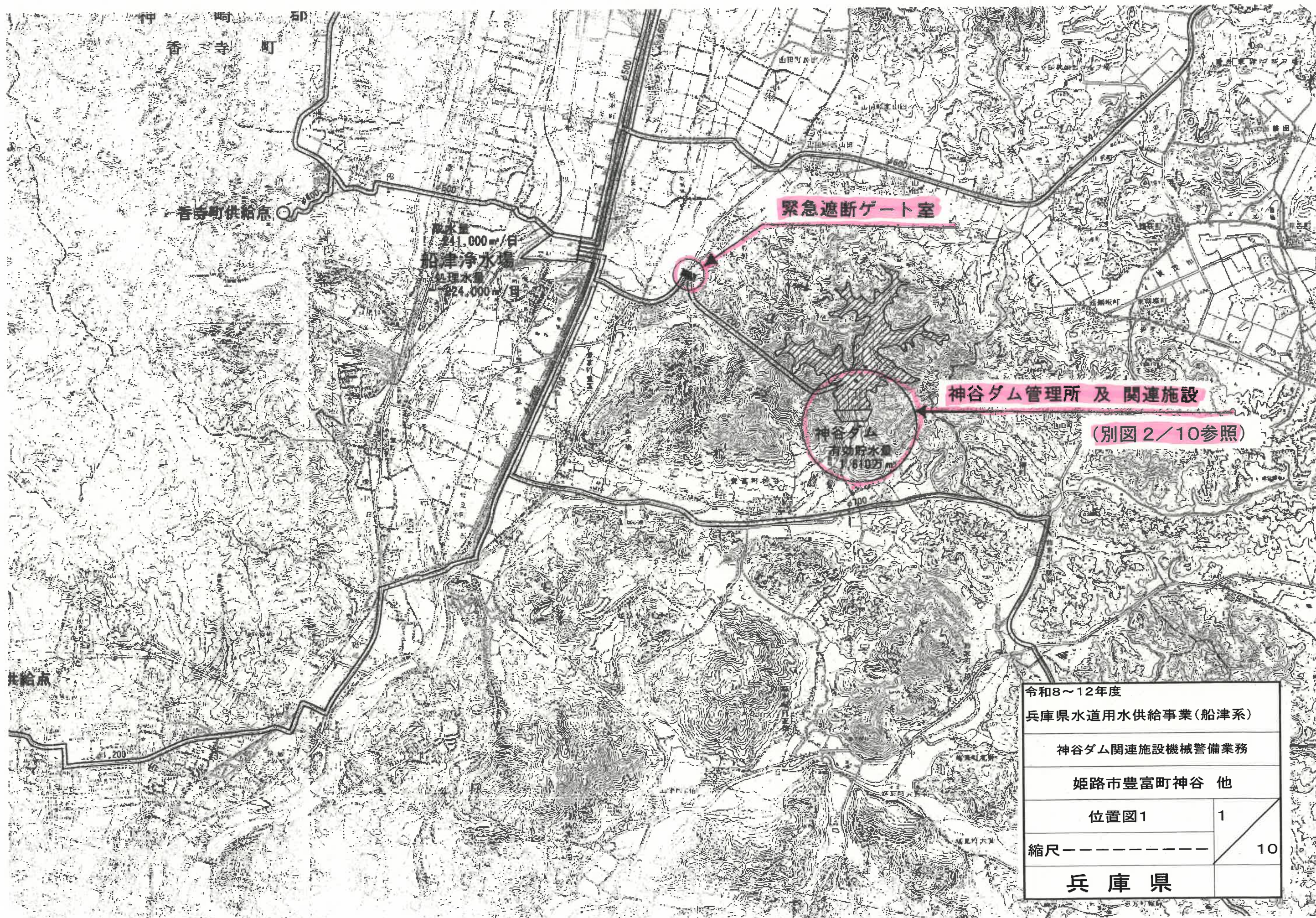
- (1) 警備期間は、令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間とする。

なお予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったとき、業務の範囲又は内容に変更があったときは、上記期間によらず契約の変更又は解除することがある。また、この場合、受託者からの違約金などの請求は認めないものとする。

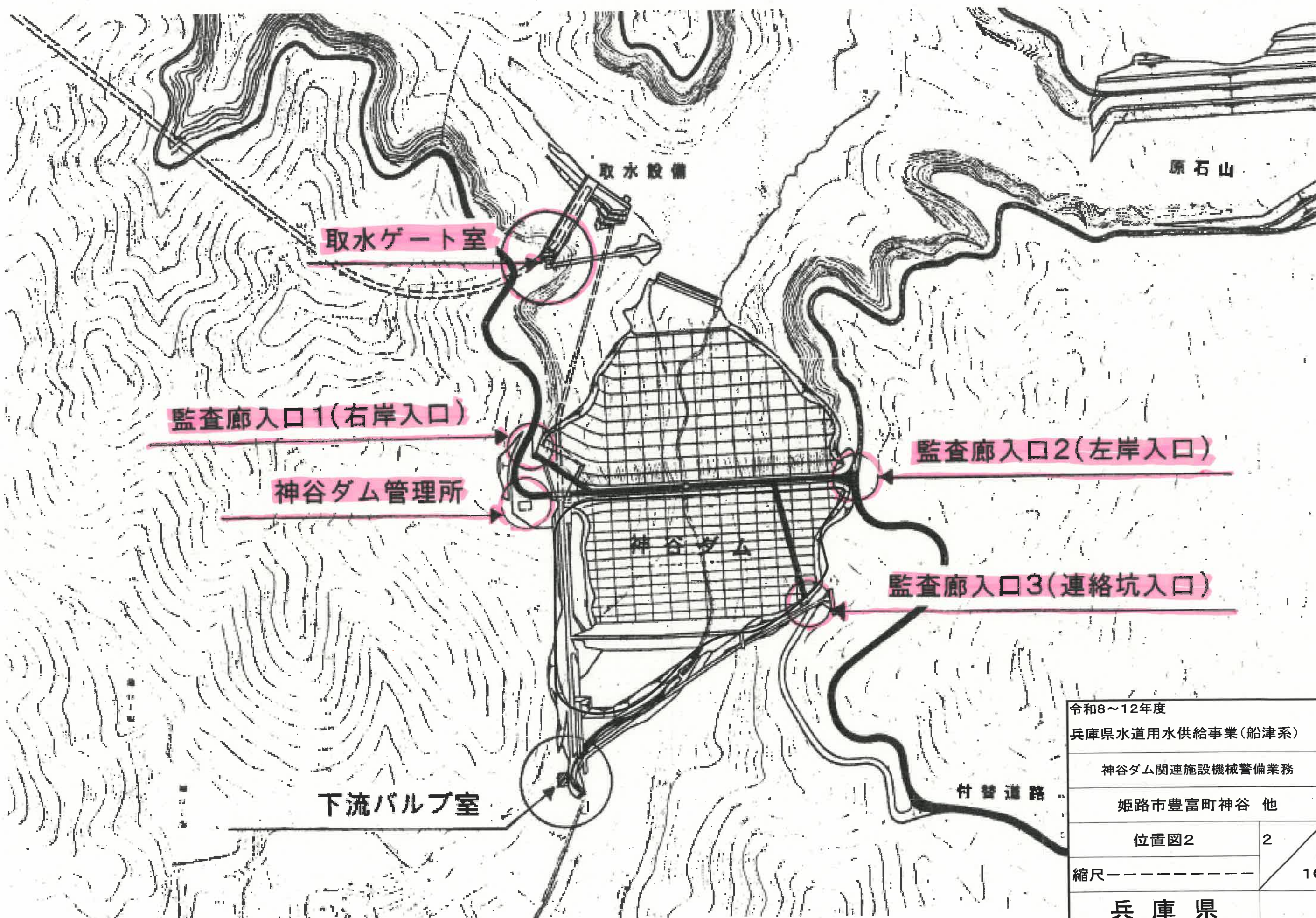
第9条 その他

- (1) モバイル回線等の不通を検出する機能及び停電を検出する機能を有すること。
不通の検出時間については、独自に設定したものでよいものとする。
- (2) 業務委託料の支払いは、警備状況報告書の提出により月払いとする。
- (3) 警備対象については、別添図参照のこと。
- (4) 警備解除キーを使用した制御装置の場合、以下の通りとする。
 - 1) 警備解除キーについては契約時に15枚を納入すること。
 - 2) 本県に起因しない要因でのキーの劣化については、無償にて新品と交換を実施すること。
(本県起因による紛失については、有償にて再発行を行うこと。)

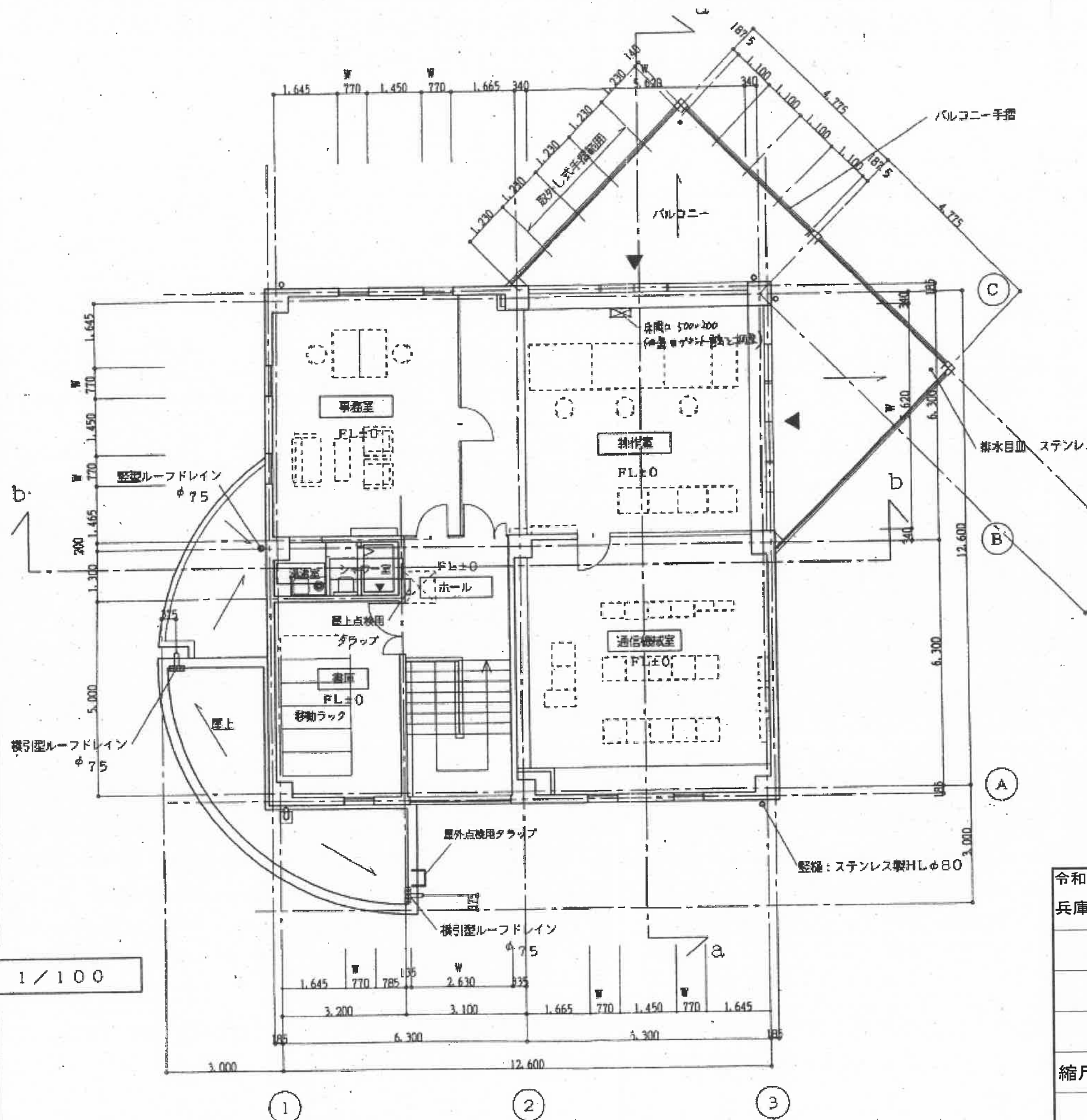
- 3) キーの形状・仕様については、カード型とし、電氣的に非接触であること。
- 4) 原則として、1種類のキーで全ての出入り口が解除できること。



令和8～12年度	
兵庫県水道用水供給事業(船津系)	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
位置図1	1
縮尺-----	10
兵庫県	

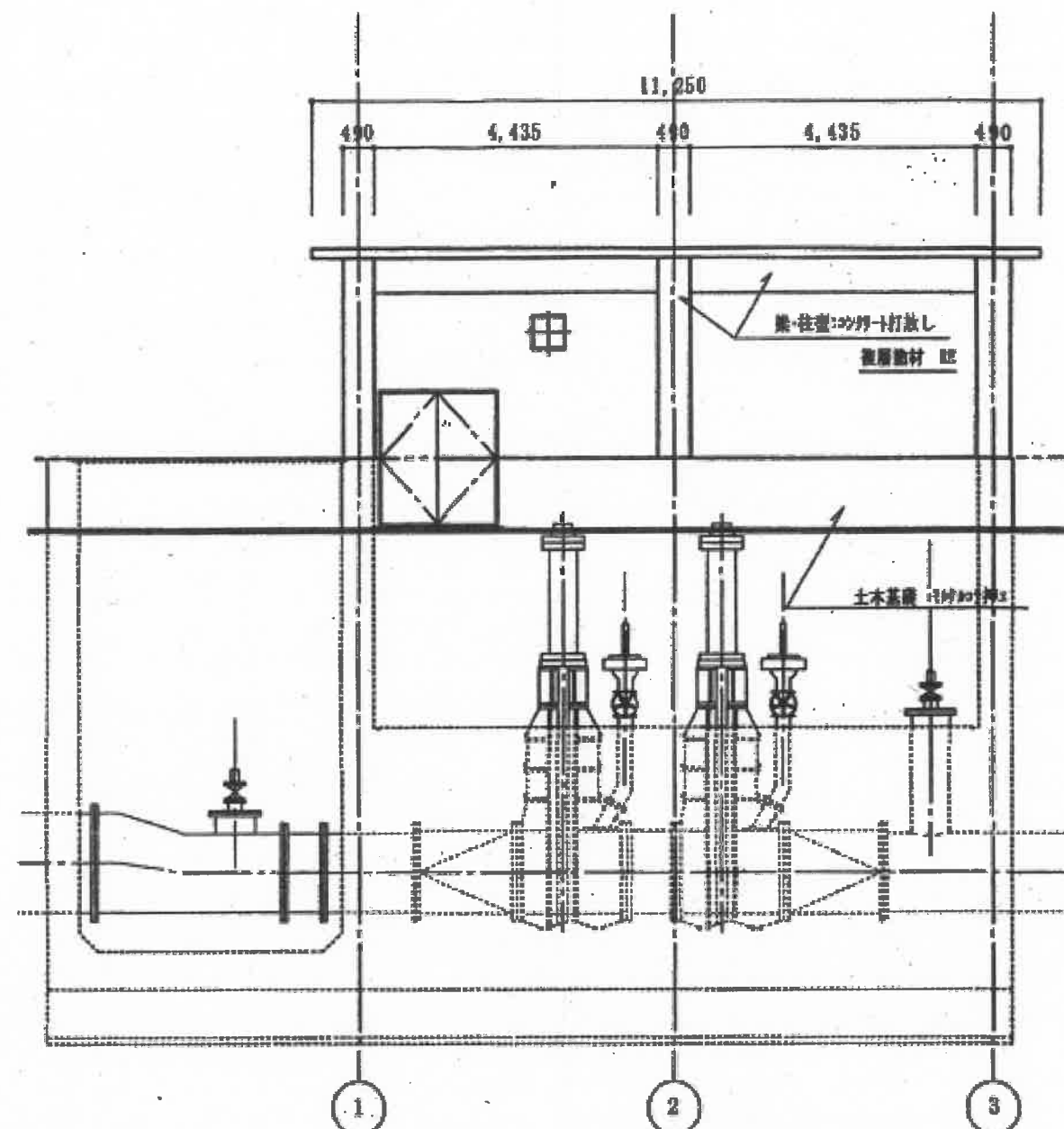
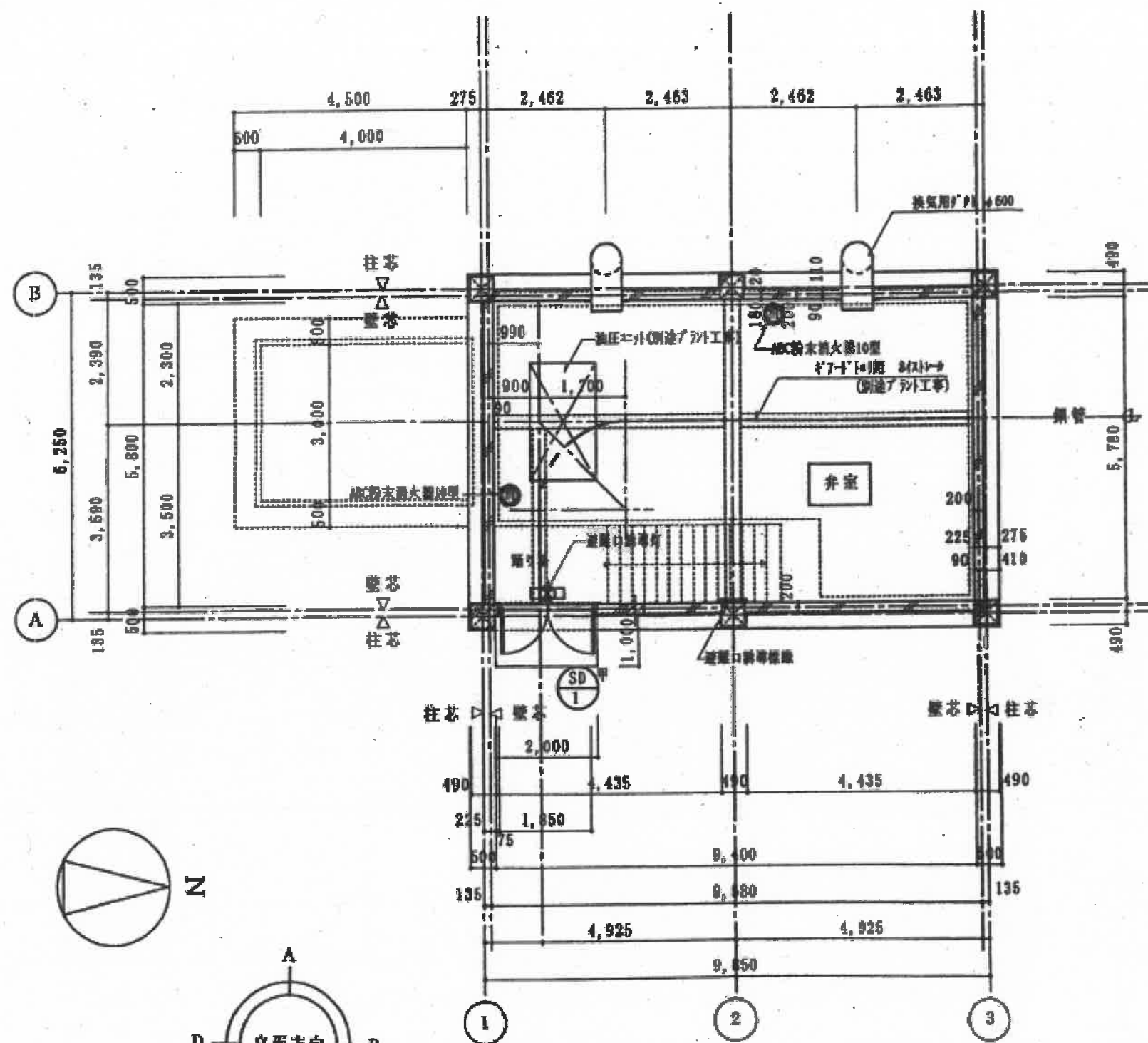


令和8～12年度	
兵庫県水道用水供給事業(船津系)	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
位置図2	2
縮尺-----	10
兵庫県	

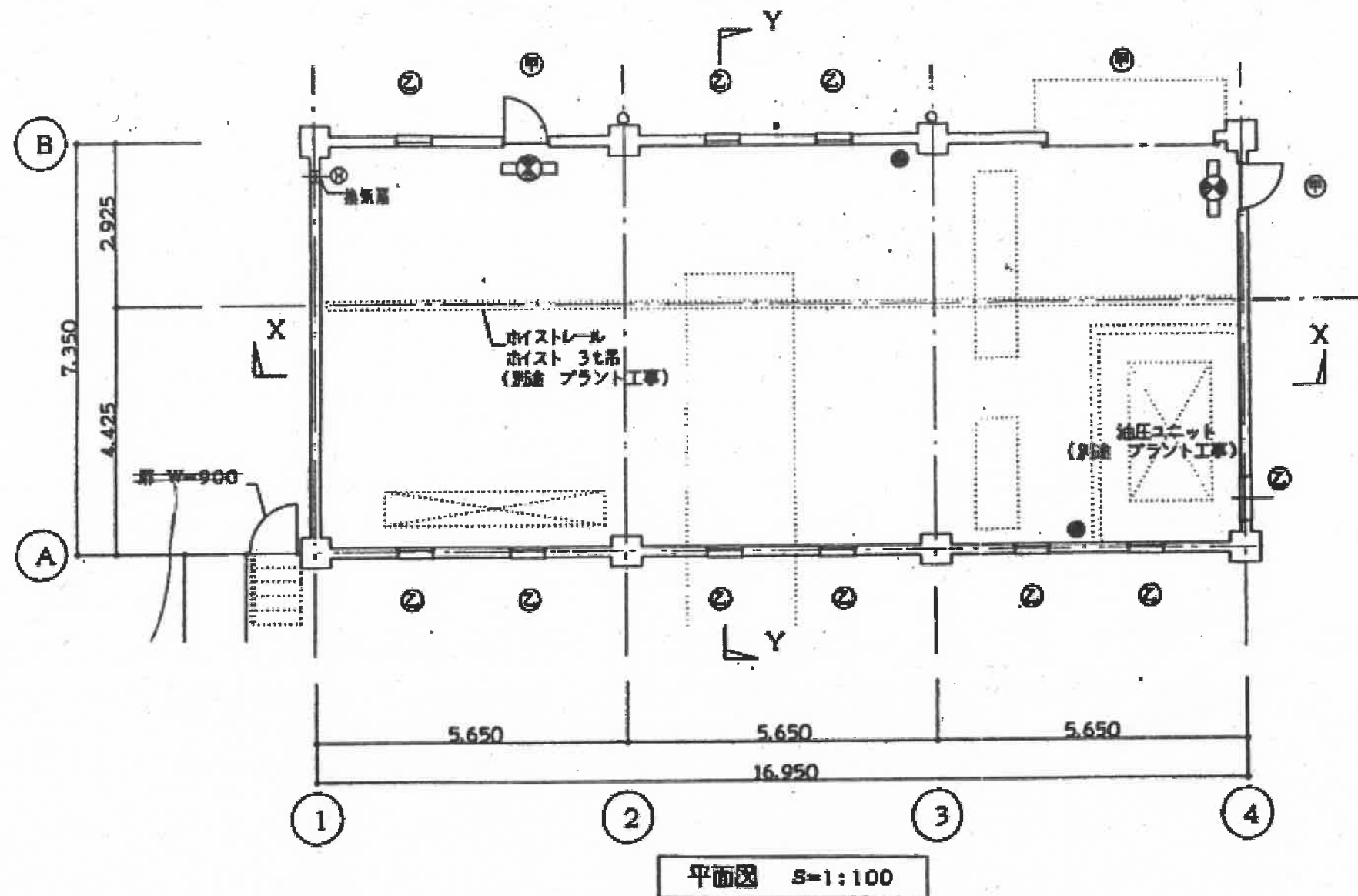


2階平面図 1/100

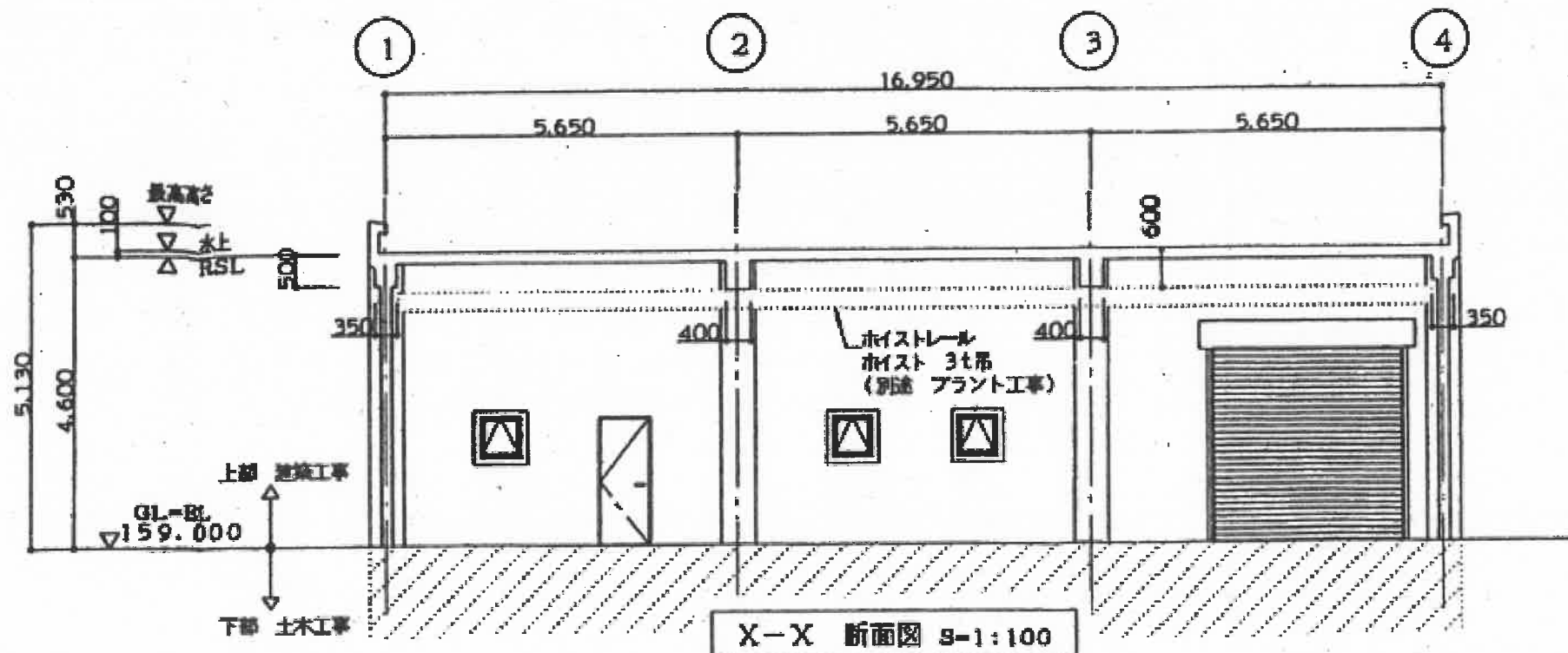
令和8～12年度	
兵庫県水道用水供給事業(船津系)	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
管理所2階平面図	4
縮尺	10
兵庫県	



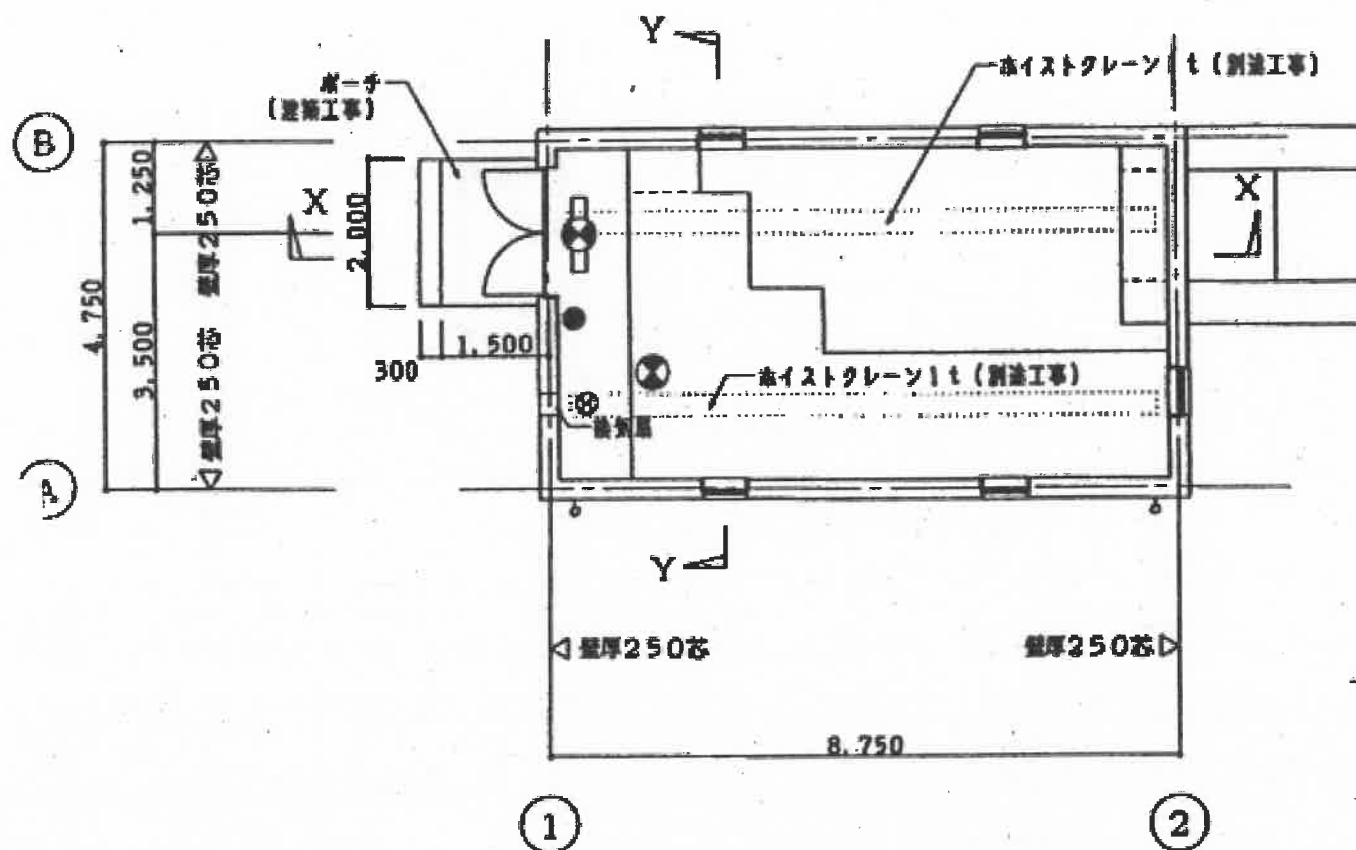
令和8～12年度	
兵庫県水道用水供給事業(船津系)	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
緊急遮断ゲート室平面図	5
縮尺-----	10
兵庫県	



- 凡例
- ⊕ 甲種防火戸を示す
 - ⊗ 乙種防火戸を示す
 - 消火器 (ABC10型) を示す
 - ⊠ 避難口誘導灯を示す
 - ⊙ 避難階段を示す

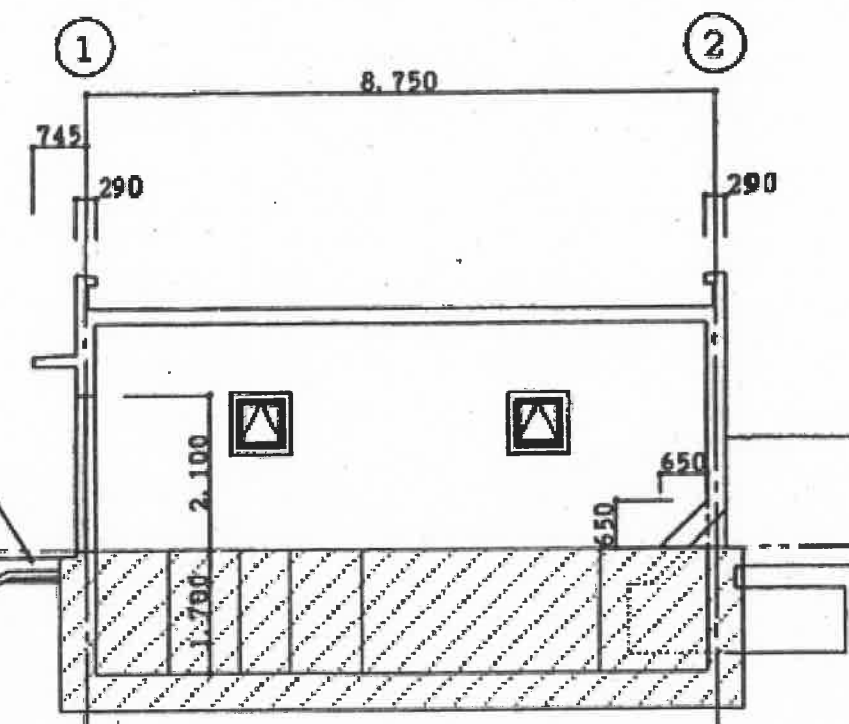
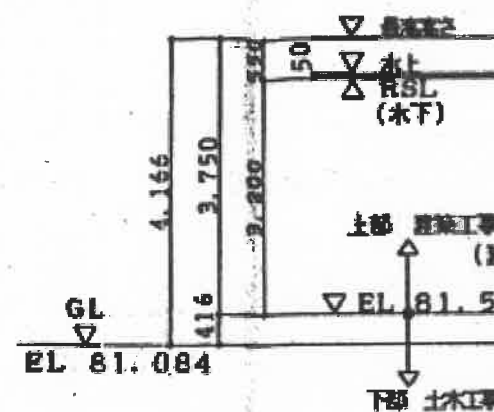


令和8～12年度	
兵庫県水道用水供給事業(船津系)	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
取水ゲート室平面図	6
縮尺-----	10
兵庫県	



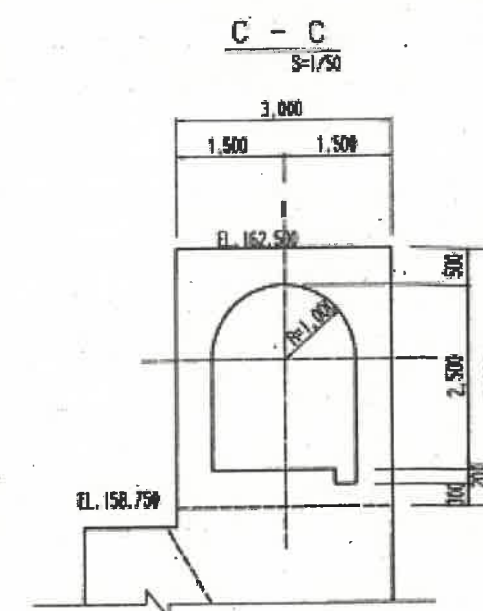
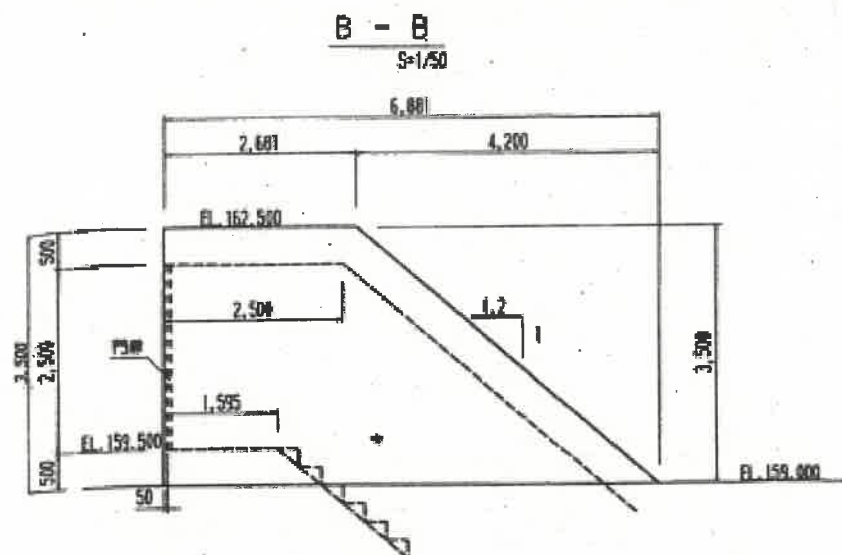
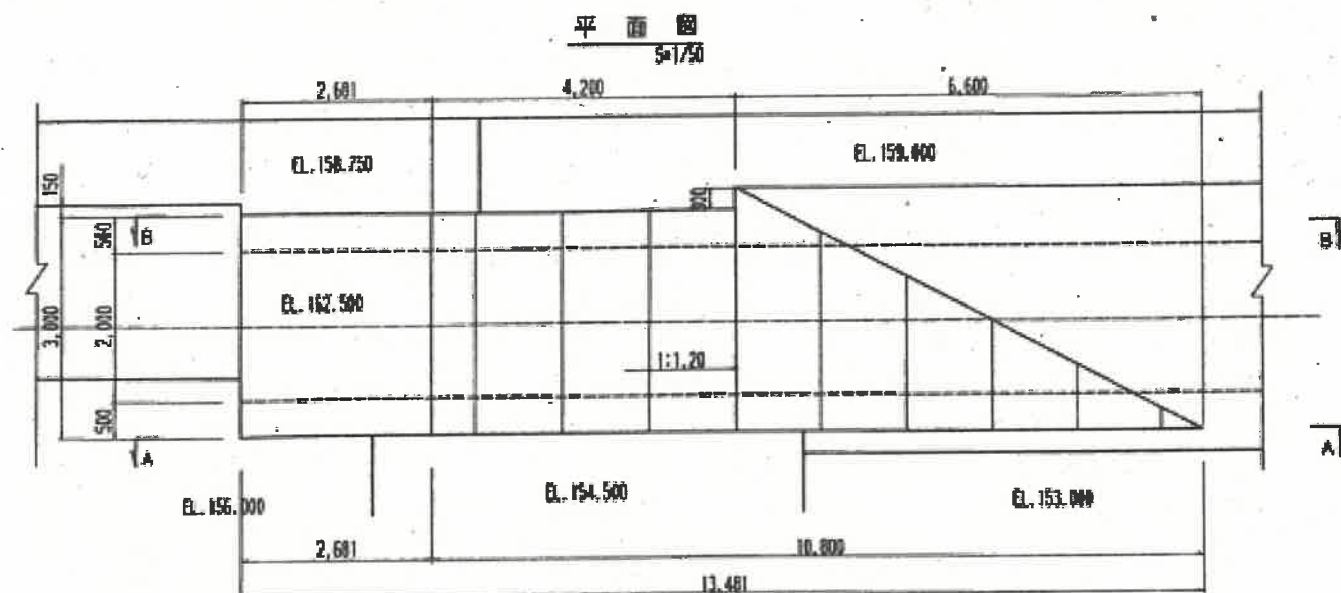
平面図 S=1:100

- 凡例
- ① 甲種防火戸を示す
 - ② 乙種防火戸を示す
 - 消火器 (ABC10型) を示す
 - ⊗ 避難口誘導灯を示す
 - ⊗ 防煙装置を示す

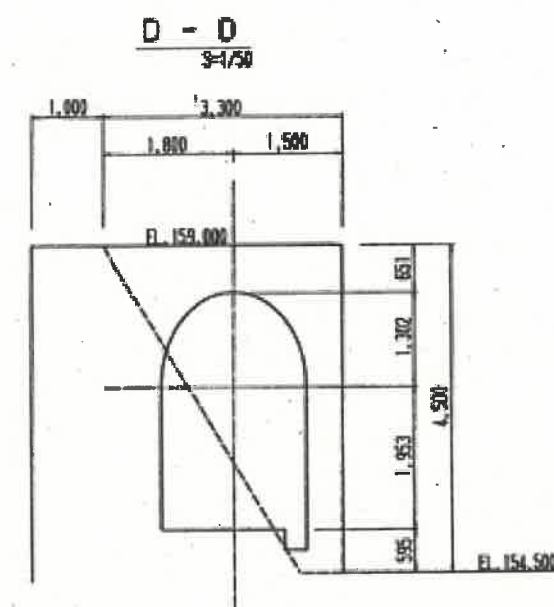
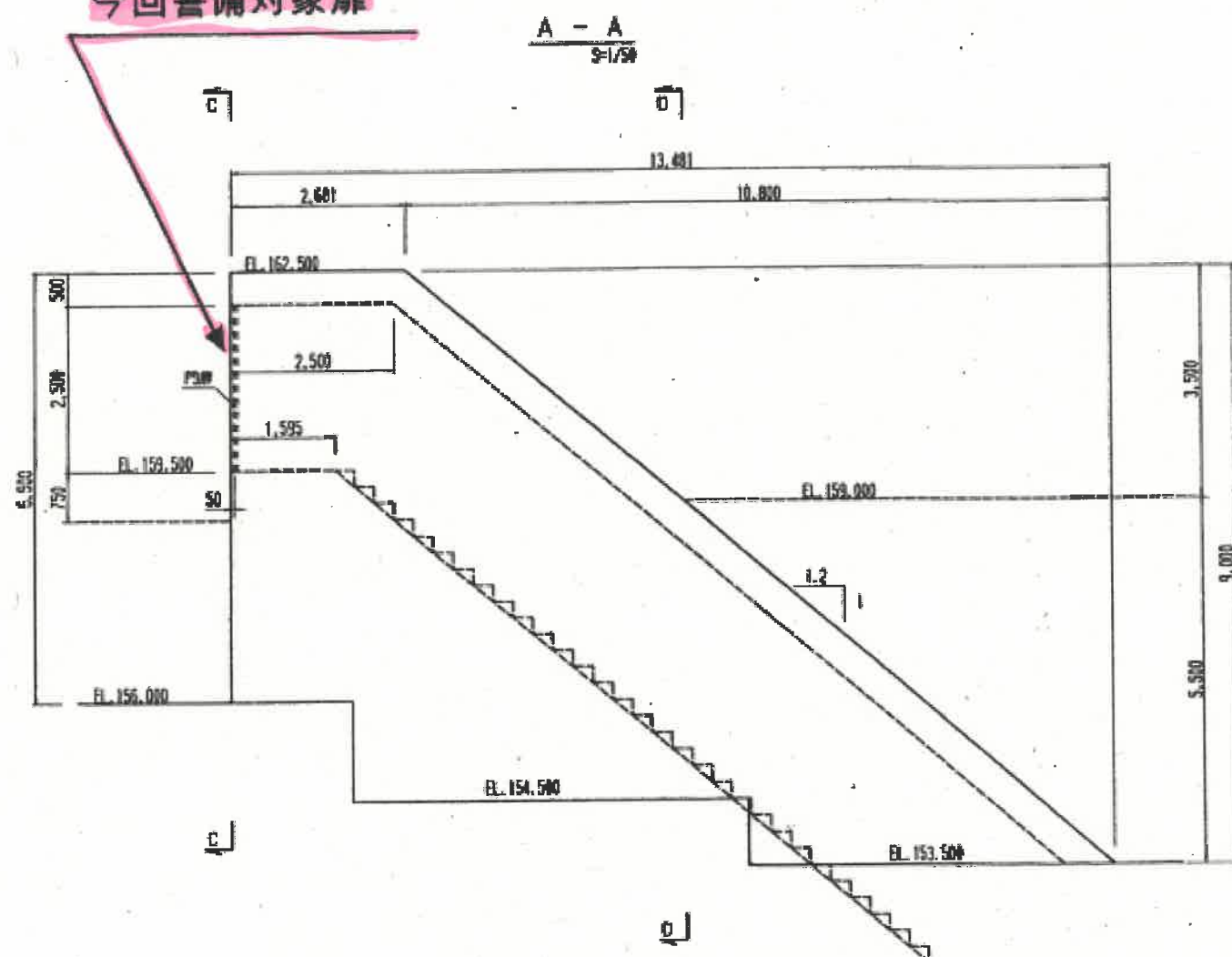


X-X 断面図 S=1:100

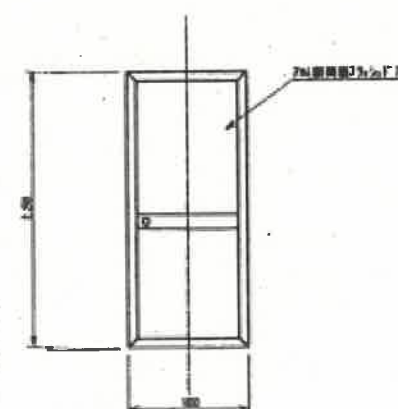
令和8～12年度		
兵庫県水道用水供給事業(船津系)		
神谷ダム関連施設機械警備業務		
姫路市豊富町神谷 他		
下流バルブ室平面図	7	10
縮尺-----		
兵庫県		



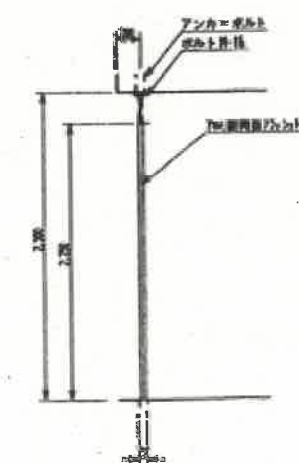
今回警備対象扉



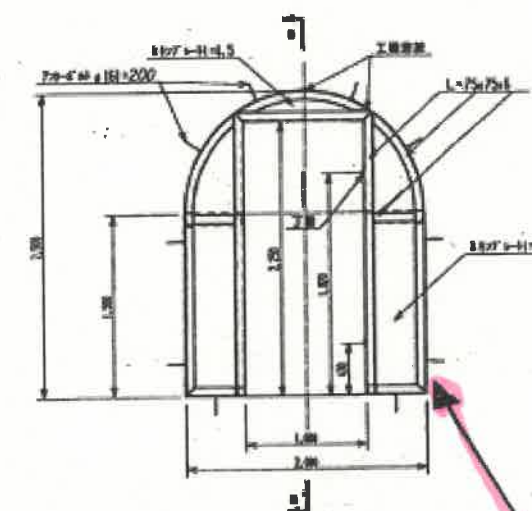
扉詳細図



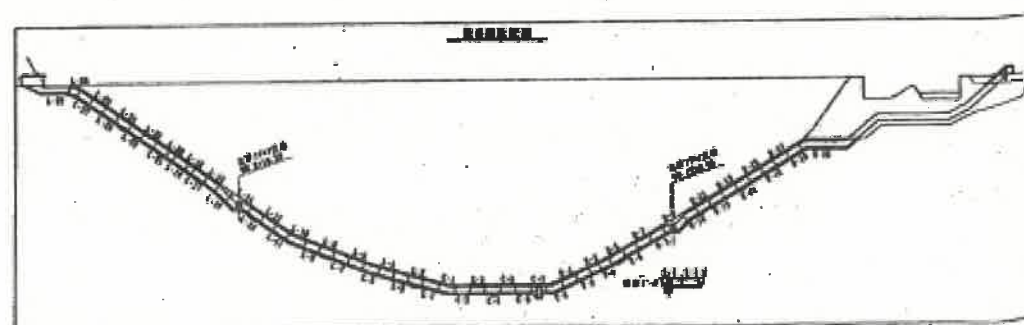
a - a'断面



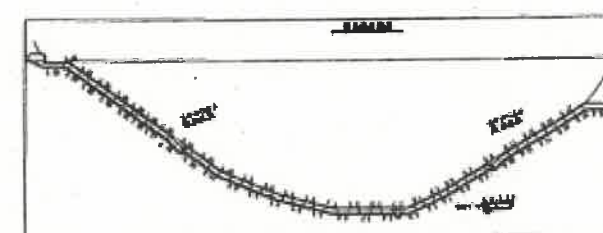
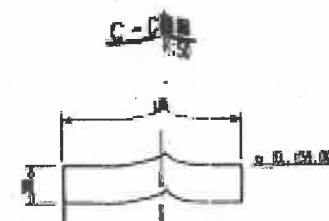
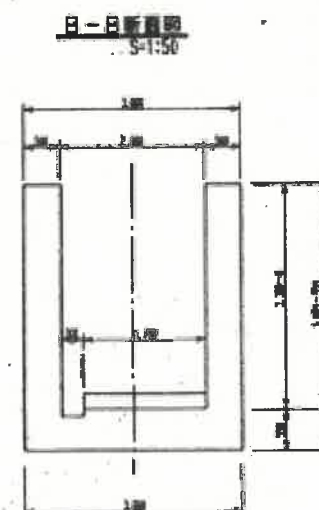
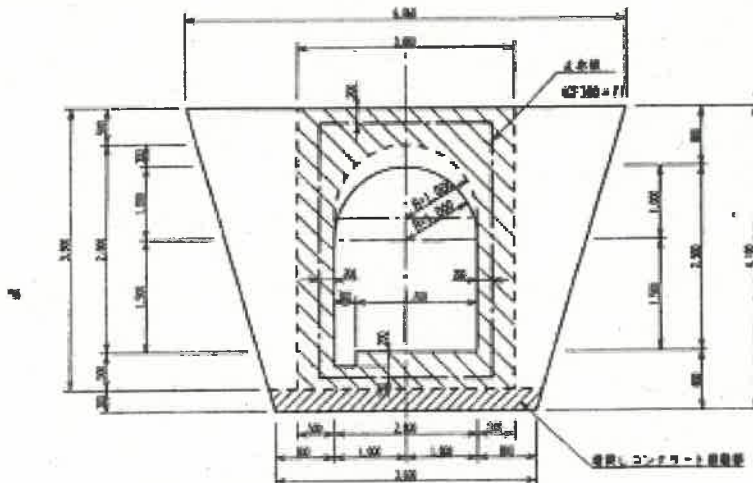
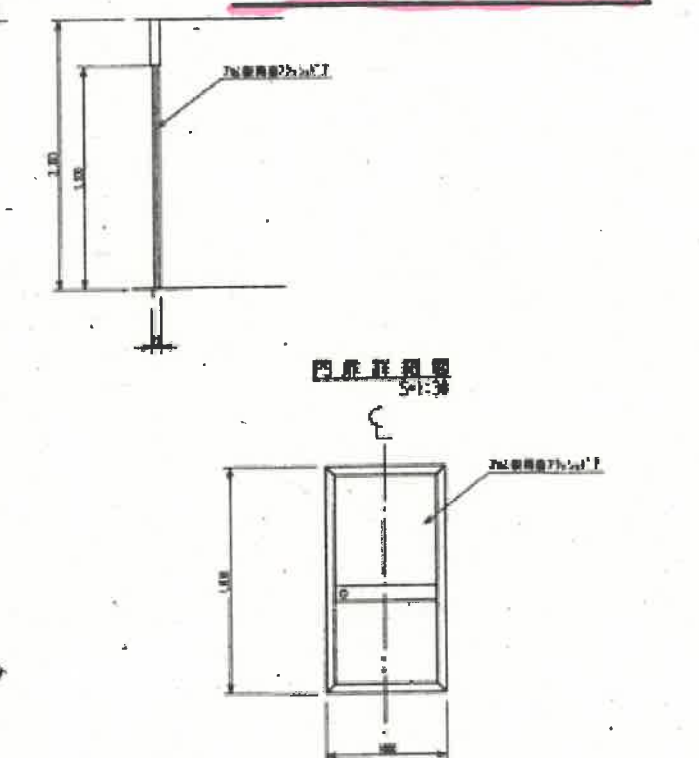
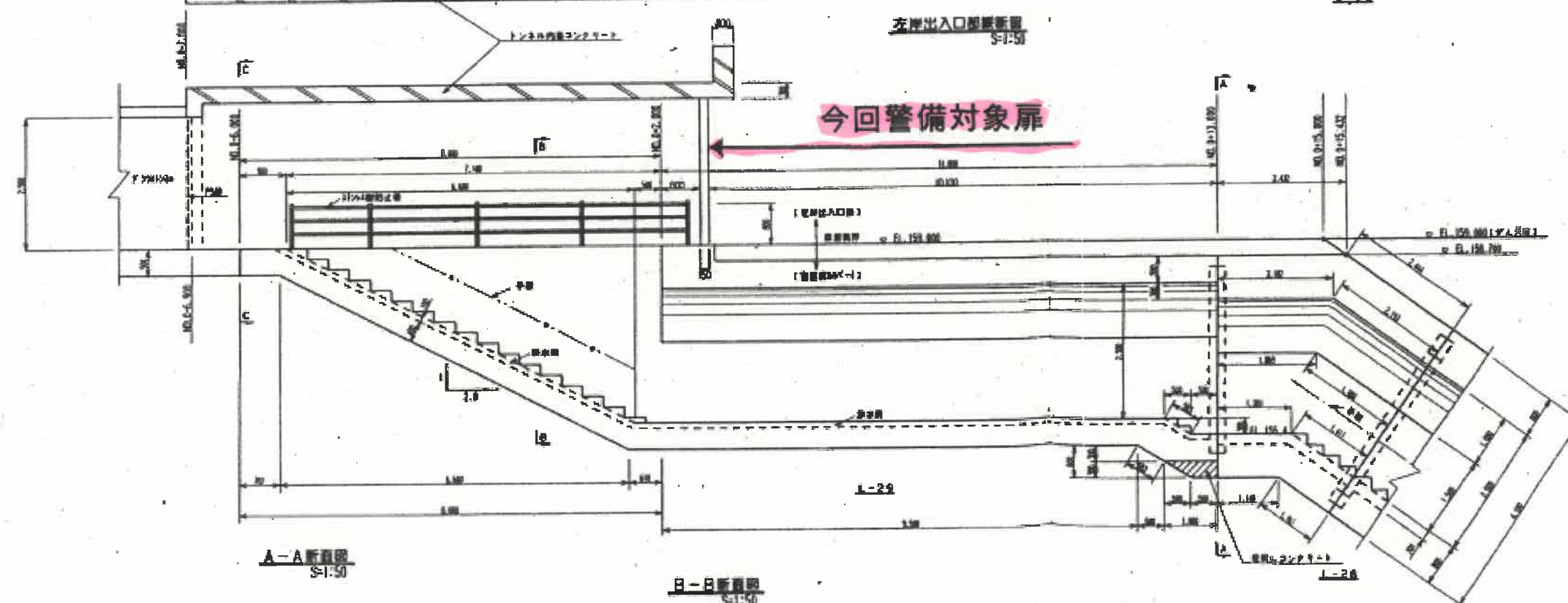
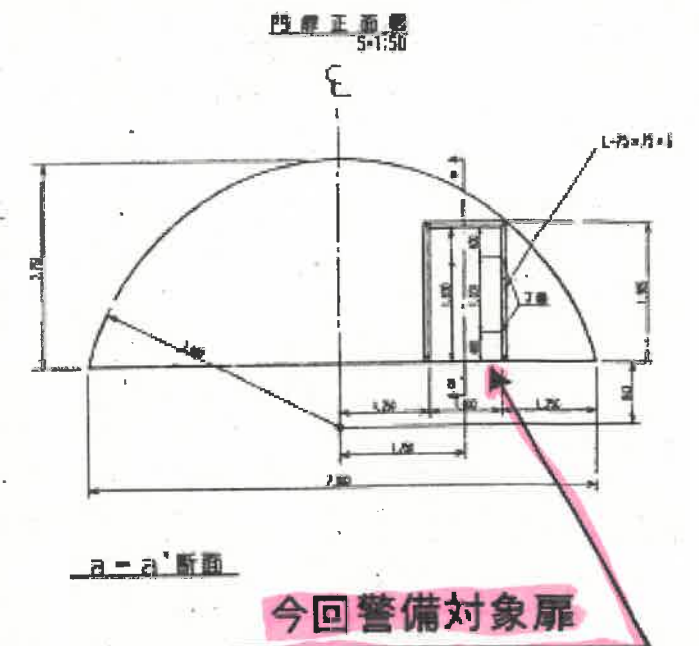
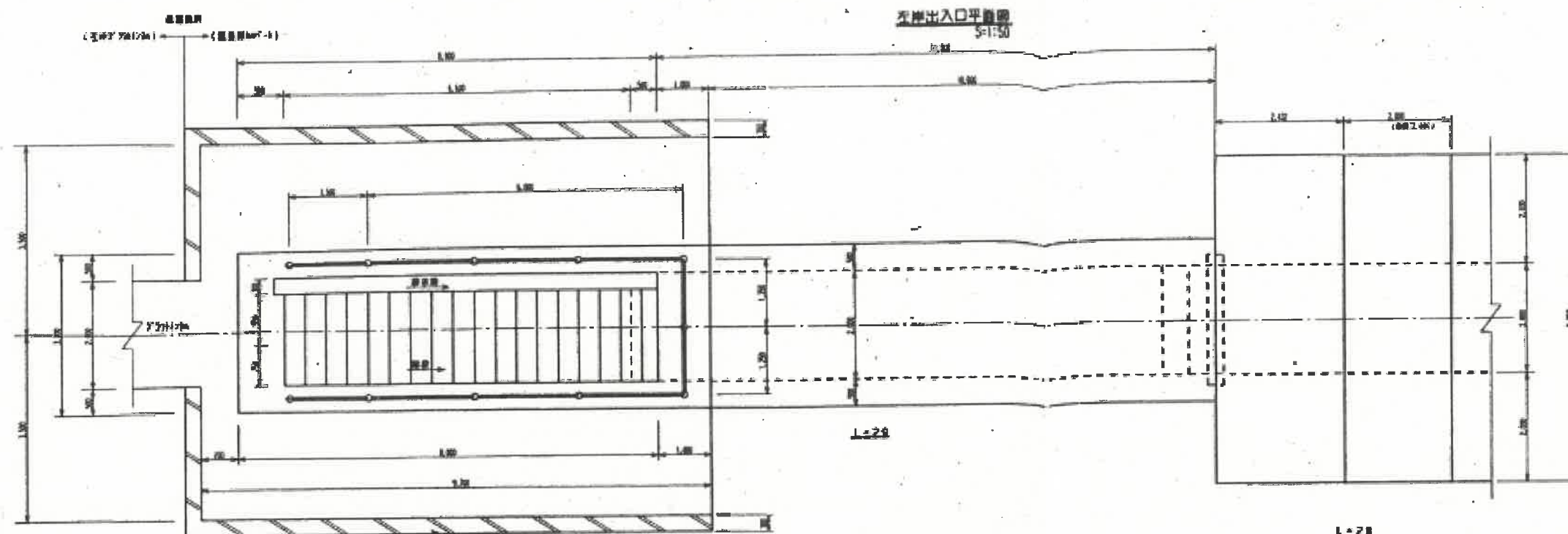
門扉詳細図
S=1/50



今回警備対象扉



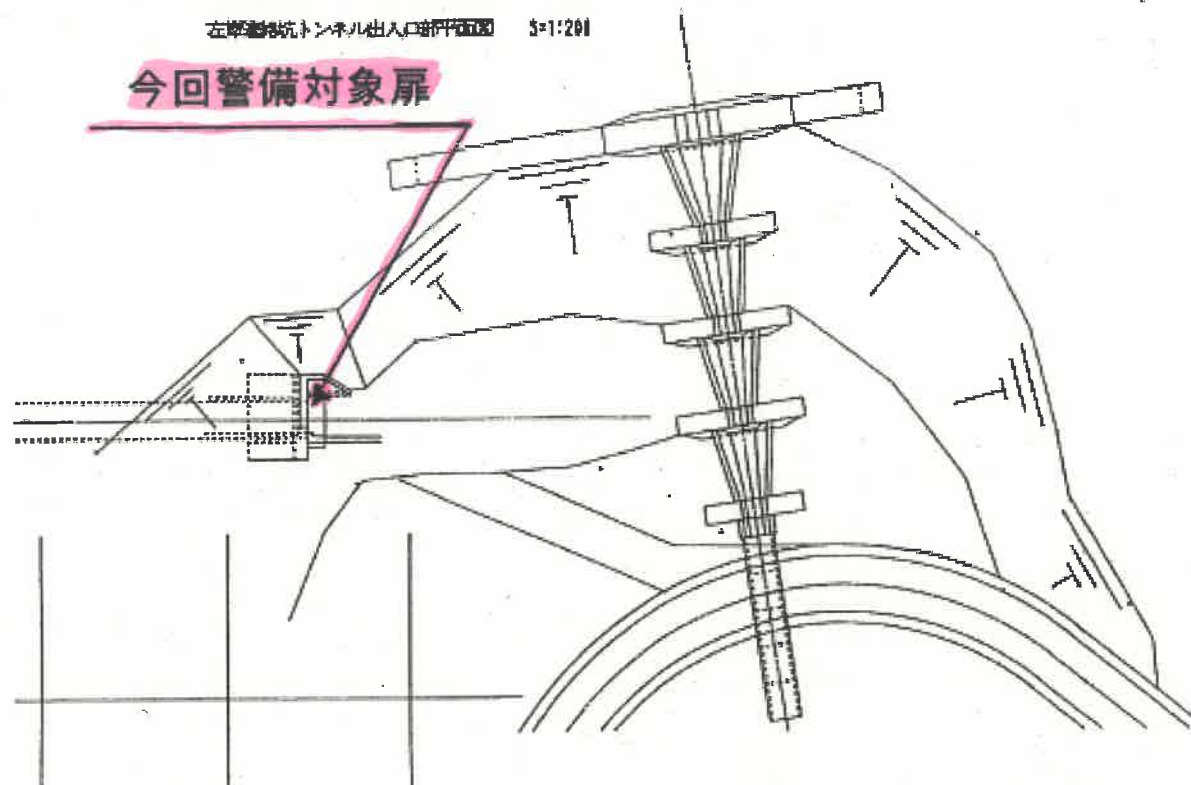
令和8～12年度	
兵庫県水道用水供給事業（船津系）	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
監査廊入口1（右岸）詳細図	8
縮尺-----	10
兵庫県	



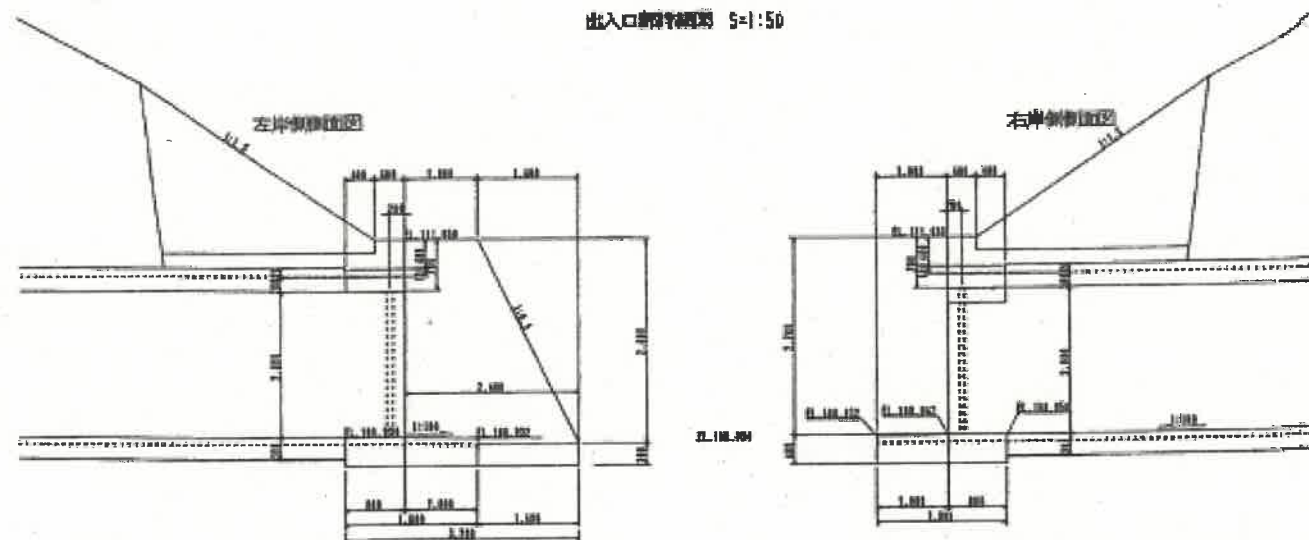
令和8～12年度	
兵庫県水道用水供給事業（船津系）	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
監査廊入口2（左岸）詳細図	9
縮尺-----	10
兵 庫 県	

左岸側坑トンネル出入口部詳細図 S=1/200

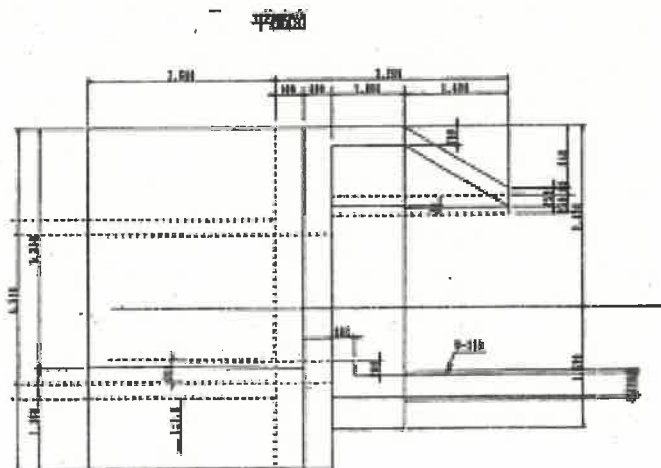
今回警備対象扉



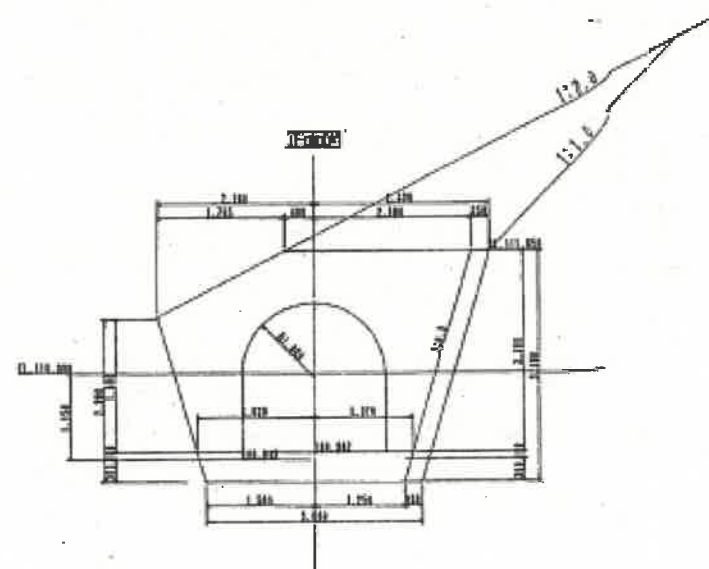
出入口部詳細図 S=1/50



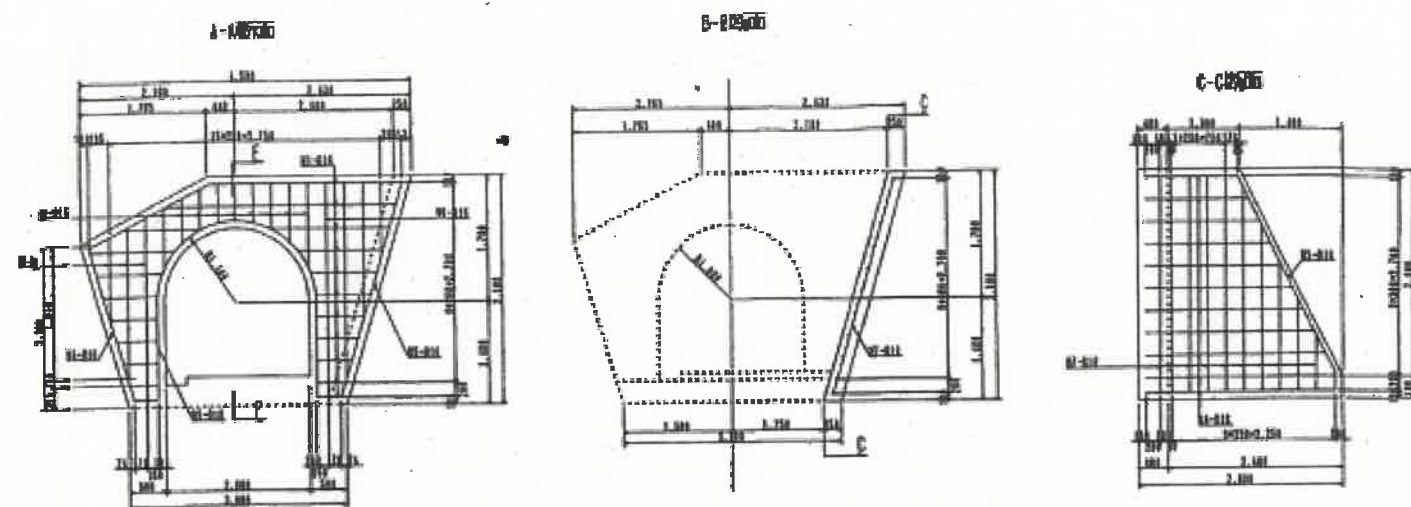
平面図



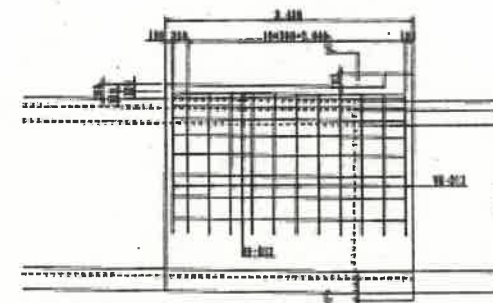
正面図



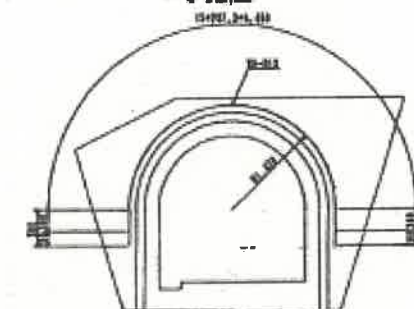
出入口部詳細図 S=1/50



F-F断面

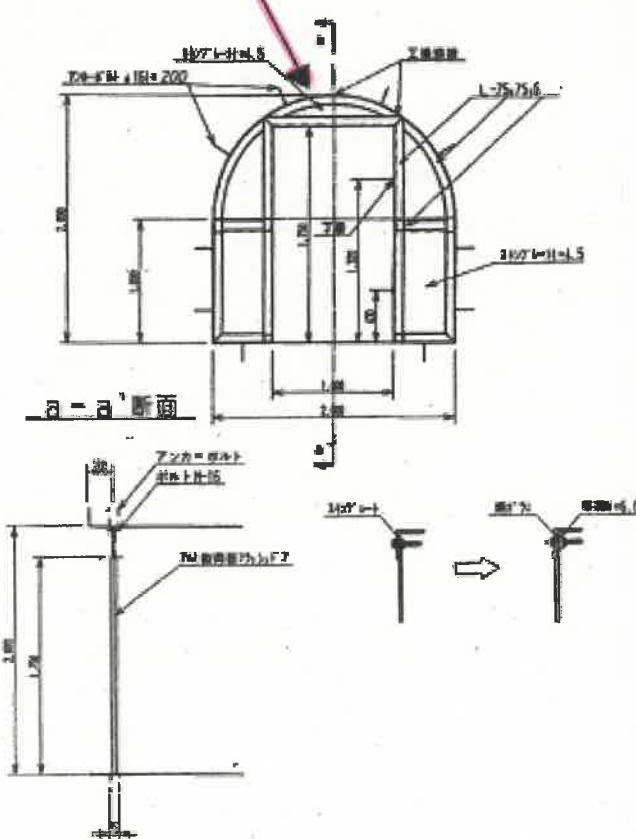


E-E断面

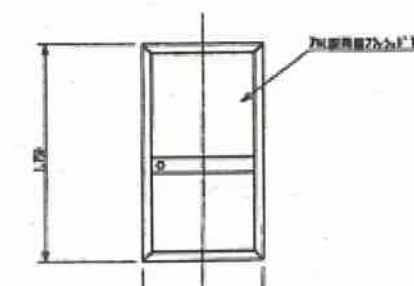


今回警備対象扉

門扉詳細図 S=1/30



扉詳細図



令和8~12年度	
兵庫県水道用水供給事業(船津系)	
神谷ダム関連施設機械警備業務	
姫路市豊富町神谷 他	
監査廊入口3(連絡坑)詳細図	10
縮尺-----	10
兵庫県	